

第 11 号議案

豊後大野市選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

豊後大野市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正により選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することが可能とされたことに伴い、規定の整備を行う必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市選挙公報の発行に関する条例(平成 20 年豊後大野市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「記載」の次に「し、又は記録」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。